

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律による刑事訴訟法等の改正に伴う令状の参考書式について

平成24年6月6日刑二第000340号高等裁判所  
長官，地方，家庭裁判所長あて刑事局長，家  
庭局長送付

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）第2条（刑事訴訟法の一部改正）等の規定の施行については，平成24年6月4日付け最高裁判所第三部000506号刑事局長，家庭局長通知によりお知らせしたところですが，同施行により，刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等が改正され，電子計算機の差押えにおける電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写及び記録命令付差押えの手続が新設されることを受け，別紙記載の令状の参考書式を別添のとおり作成しましたので，送付します。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から送付してください。

（別紙）

- 1 差押許可状（刑事訴訟法第219条第2項に定める事項の記載欄あり）
- 2 記録命令付差押許可状
- 3 搜索差押許可状（刑事訴訟法第219条第2項に定める事項の記載欄あり）
- 4 差押状（刑事訴訟法第107条第2項に定める事項の記載欄あり）
- 5 記録命令付差押状
- 6 搜索差押状（刑事訴訟法第107条第2項に定める事項の記載欄あり）

| 差 押 許 可 状                                                                                                         |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 被 疑 者 の 氏 名<br>及 び 年 齢                                                                                            | 年 月 日 生    |
| 被疑者に対する<br>被疑事件<br>について、下記のとおり差押えをすることを許可する。                                                                      |            |
| 差し押さえるべき物                                                                                                         |            |
| 差し押さえるべき電子<br>計算機に電気通信回線<br>で接続している記録媒<br>体であって、その電磁<br>的記録を複写すべきも<br>のの範囲                                        |            |
| 有 効 期 間                                                                                                           | 平成 年 月 日まで |
| 有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。<br>有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。 |            |
| 平成 年 月 日<br>裁 判 所<br>裁 判 官                                                                                        |            |
| 請 求 者 の 官 公 職 氏 名                                                                                                 |            |

| 記録命令付差押許可状                                                                                                                             |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 被 疑 者 の 氏 名<br>及 び 年 齢                                                                                                                 | 年 月 日 生     |
| <p>被疑者に対する</p> <p>被疑事件</p> <p>について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。</p>                                                                       |             |
| 記 録 さ せ 又 は 印 刷 さ<br>せ る べ き 電 磁 的 記 録                                                                                                 |             |
| 電 磁 的 記 録 を 記 録 さ せ<br>又 は 印 刷 さ せ る べ き 者                                                                                             |             |
| 有 効 期 間                                                                                                                                | 平成 年 月 日 まで |
| <p>有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p> |             |
| <p>平成 年 月 日</p> <p>裁 判 所</p> <p>裁 判 官</p>                                                                                              |             |
| 請 求 者 の 官 公 職 氏 名                                                                                                                      |             |

| 捜 索 差 押 許 可 状                                                                                                                     |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 被 疑 者 の 氏 名<br>及 び 年 齢                                                                                                            | 年 月 日 生    |
| 被疑者に対する<br>被疑事件<br>について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。                                                                                  |            |
| 捜 索 す べ き 場 所 ,<br>身 体 又 は 物                                                                                                      |            |
| 差 し 押 さ え る べ き 物                                                                                                                 |            |
| 差 し 押 さ え る べ き 電 子<br>計 算 機 に 電 気 通 信 回 線<br>で 接 続 し て い る 記 録 媒<br>体 であ っ て , そ の 電 磁<br>的 記 録 を 複 写 す べ き も<br>の の 範 囲         |            |
| 有 効 期 間                                                                                                                           | 平成 年 月 日まで |
| 有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場<br>合には、これを当裁判所に返還しなければならない。<br>有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁<br>判所に返還しなければならない。 |            |
| 平成 年 月 日<br>裁 判 所<br>裁 判 官                                                                                                        |            |
| 請 求 者 の 官 公 職 氏 名                                                                                                                 |            |

| 差 押 状                                                                                                                   |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 被 告 人 の 氏 名<br>及 び 年 齢                                                                                                  | 年 月 日 生    |
| 被告人に対する<br>被告事件<br>について、下記のとおり差押えをする。                                                                                   |            |
| 差 し 押 さ え る べ き 物                                                                                                       |            |
| 差 し 押 さ え る べ き 電 子<br>計 算 機 に 電 気 通 信 回 線<br>で 接 続 し て い る 記 録 媒<br>体 であ っ て、そ の 電 磁<br>的 記 録 を 複 写 す べ き も<br>の の 範 囲 |            |
| 差 押 え を す べ き 事 由                                                                                                       |            |
| 執 行 に 関 す る 指 示                                                                                                         |            |
| 有 効 期 間                                                                                                                 | 平成 年 月 日まで |
| この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、<br>これを当裁判所に返還しなければならない。                                                         |            |
| 平成 年 月 日<br>裁 判 所<br>裁 判 官                                                                                              |            |

| 記録命令付差押状                                                    |            |
|-------------------------------------------------------------|------------|
| 被 告 人 の 氏 名<br>及 び 年 齢                                      | 年 月 日 生    |
| 被告人に対する<br>被告事件<br>について、下記のとおり記録命令付差押えをする。                  |            |
| 記 録 さ せ 又 は 印 刷 さ<br>せ る べ き 電 磁 的 記 録                      |            |
| 電 磁 的 記 録 を 記 録 さ せ<br>又 は 印 刷 さ せ る べ き 者                  |            |
| 記 録 命 令 付 差 押 え<br>を す べ き 事 由                              |            |
| 執 行 に 関 す る 指 示                                             |            |
| 有 効 期 間                                                     | 平成 年 月 日まで |
| この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 |            |
| 平成 年 月 日<br>裁 判 所<br>裁 判 官                                  |            |

| 捜 索 差 押 状                                                                                                                 |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 被 告 人 の 氏 名<br>及 び 年 齢                                                                                                    | 年 月 日 生    |
| 被告人に対する<br>被告事件<br>について、下記のとおり搜索及び差押えをする。                                                                                 |            |
| 捜 索 す べ き 場 所 ,<br>身 体 又 は 物                                                                                              |            |
| 差 し 押 さ え る べ き 物                                                                                                         |            |
| 差 し 押 さ え る べ き 電 子<br>計 算 機 に 電 気 通 信 回 線<br>で 接 続 し て い る 記 録 媒<br>体 であ っ て , そ の 電 磁<br>的 記 録 を 複 写 す べ き も<br>の の 範 囲 |            |
| 捜 索 及 び 差 押 え を<br>す べ き 事 由                                                                                              |            |
| 執 行 に 関 す る 指 示                                                                                                           |            |
| 有 効 期 間                                                                                                                   | 平成 年 月 日まで |
| この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。                                                               |            |
| 平成 年 月 日<br>裁 判 所<br>裁 判 官                                                                                                |            |